

ほご 保護のしおり



新発田市マスコットキャラクター
ケースワーカー「アスパラくん」

生活にお困りの際は、
お気軽にご相談ください！
※ケースワーカーのわたしが、生活
保護について詳しく説明するよ。

※ケースワーカーとは、生活保護を利用する方
に対して、困っていることへの解決や自立を
目指すうえでの手助けを行う福祉事務所の
職員のことです。

この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。

わからないことや、相談のある方は

お気軽に市役所社会福祉課窓口までお声がけください。

また、来庁が困難な方は、電話での問合せも可能です。

新 発 田 市

電話 0254-28-9226 (直通)

0254-22-3030 (代表)

生活保護について

●生活保護とは

※
収入が「国が保証する生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、社会保障制度を活用しても生活を維持することができない方（世帯）に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条（生存権）や生活保護法に基づいて行われる制度です。 ※国が定めた健康で文化的な生活基準を維持するための費用のことを言います。

●生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困る全ての方（世帯）に対し、困っている程度にに応じて必要な援助を行うことでその生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

わたしたちの仕事は、生活保護を利用する方に対して、生活を保障することと、社会的な自立や経済的な自立をお手伝いすることなんだ。

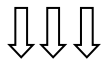


生活保護利用までの流れ

生活保護の利用の際には次の手続きが必要になります。

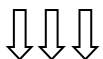
① 相談

市役所社会福祉課に来庁し、困っている内容を相談してください。
なお、来庁が困難な方は電話での相談も可能です。



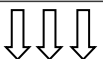
② 申請

相談した結果、保護を希望する方は、生活保護を利用するための申請書類を提出します。



③ 審査

申請後、ケースワーカーが自宅を訪問し、生活状況を確認したり資産状況を調査したりして、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。通常、おおむね2週間程度の時間を要します。



④ 決定 (利用開始)

生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。



生活保護が始まったら

生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行います。生活保護を利用する方は、生活上必要に応じて8種類の支援（扶助）を受けられます。



1 生活扶助

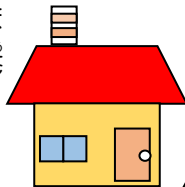
衣食や光熱水費といった、日常生活を送るにあたって必要な費用が支給されます。

5 介護扶助

介護認定を受けている方が、介護サービスを受ける際の自己負担分が支給されます。
※直接介護事業所に支払われます。

2 住宅扶助

アパート・借家にお住まいの場合は、家賃分が支給されます。場合によっては住宅の補修などの費用も支給されます。



6 出産扶助

出産する場合、分娩費など出産にかかる費用が支給されます。



3 教育扶助

小・中学生の子どもが義務教育を受けるための費用（学級費・給食費・教材費など）が支給されます。

7 生業扶助

高等学校への就学費用のほか、条件を満たせば就職するために必要となる資格取得（運転免許証の取得など）の費用が支給されます。

4 医療扶助

医療保険適用のものについては、医療費の10割が支給されます。
※直接医療機関に支払われます。



8 葬祭扶助

世帯員が喪主となる必要がある場合、必要最低限の葬儀費用が支給されます。



※上記の扶助費については、それぞれ限度額や支給するにあたって条件のある場合があります。

りよう かた けんり せきにな 利用する方の権利と責任

せいかつ ほご ばあい りよう かた たい けんり せきにな
生活保護を受けた場合、利用する方に対して権利と責任がそれ
はっせい
それ発生します。



りよう かた けんり ○利用する方の権利

- 正当な理由なく、すでに決定された保護は、止められたり減らされることはありません。
- 保護費として支給されたお金や品物には税金はかかりません。また、それを受ける権利は差し押さえられることはありません
- 生活保護を受けている間は、手続きを行うと税金や公共料金が免除されるものがあります。
(例 住民税・固定資産税などの税金、国民健康保険税、国民年金保険料、NHK受信料など)
- 福祉事務所の決定に不服があり説明を受けても納得がいかない場合は、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。

りよう かた せきにな ○利用する方の責任

- 節約に努め、計画的な暮らしを心掛けてください。
- それぞれの能力において働き、病気がある人は、その病気を早く治すよう努力してください。
- 年金や各種手当など、ほかの法律や制度で給付を受けられるものは、すべて受けてください。
- 福祉事務所が必要な事項について指導、指示したときは従ってください。
- 保護を受ける権利を他人に譲ったり、保護費を担保に借金をすることはできません。
- 世帯の状況に変化があったときや収入に変動があった時などは速やかに届け出てください。

※上記の権利と責任については代表的なものの説明であり、これ以外にも存在します。詳しくは電話・窓口でご相談ください。

ほごひ しきゅうほうほう しゅるい 保護費の支給方法と種類

せいかつ ほごひ まいつき か か どにち しゅくじつ ばあい
生活保護費には、毎月4日（4日が土日、祝日にあたる場合は、
ちようきん へいじつ しきゅう ていれい ほごひ かあく しゅうぜん
その直近の平日）に支給される定例の保護費と、家屋の修繕、
ぶかつどう ようぐこうにゅう さい ひつよう ひよう いちじてき しきゅう
部活動の用具購入の際に必要な費用など一時的に支給され
ほごひ いちじてき よくげつぶん ほごひ あ
る保護費があります。一時的な保護費は翌月分の保護費に合わせ
しきゅう きんきゅう よう ばあい りんじてき しきゅう
て支給されますが、緊急を要する場合は臨時的に支給されること
もあります。

どちらの場合についても、指定された金融機関に振り込みます。



生活保護費と収入申告について



生活保護費を適正に支給するためにも、利用する方の収入を正確に把握する必要があります。そのためにも収入の申告はとても大切なのですが、ここでは支給する生活保護費と収入の関係について説明します。

1 無収入または年金などの収入がある場合

国が保証する生活費（支給額は世帯の人数や年齢、障がいの有無、ひとり親家庭などによって計算されます。）

世帯の総収入

不足している生活費



イメージ図のとおり、保護費を適正に支給するためには、世帯の収入を把握する必要があります。

支給される生活保護費

2 働いて得た収入がある場合

国が保証する生活費

支給される生活保護費

働いて得た収入

働いて得た収入がある場合、網掛けの部分は収入としてみなされなくなります。これにより、【国が保証する生活費】よりも利用できる金額が増えることとなります。

なお、これについては適正に申告がなされた場合に適用されます。申告をせずに後から収入が発見した場合は、申告しなかった額を全額返してもらわなければなりませんので、必ず正しく申告する必要があります。



お
終わりに

そうだん
相談においての個人情報こじんじょうほうは固く守りますのでご安心あんしん
ください。



メモ

といあわ
お問合せ

〒957-8686

にいがたけん し ば た し ちゅうおうちよう ちょうめ ばん ごう
新潟県新発田市中心町3丁目3番3号

し ば た し しゃかいふくしじむしょ
新発田市社会福祉事務所

そうだんまどぐち し ば た し しゃかいふくしじむしょ えんごだい たい かり
(相談窓口：新発田市社会福祉課 援護第1・第2係)

でんわばんごう
電話番号：0254-28-9226 (直通)

ちやくつう
0254-22-3030 (代表)